事務所通信

平成26年新春号

あけましておめでとうございます。

昨年中は、お世話様になりまして、本当に感謝申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年秋ごろから、アベノミクス効果か、2020年の東京オリンピック決定か、緩やかながらもマインドの変化が感じられていると思います。とはいえ、まだまだ、経済効果は肌で実感できない状況です。

立川会計事務所は、平成3年11月の創業です。23年目を迎えています。 私、立川は、51歳です。気持ちは27歳なのですが。(笑)

当事務所は成長期後半から成熟期を迎えています。それと同時に、新たな成長期の前半を迎えつつもあります。一昨年、昨年と30代、40代前半の企業経営者のお客様が多くなっています。新規創業のお客様であり、事業承継で世代交代されたお客様です。

世代交代されるお客様で多くのお悩みは、役員退職金の支払の問題、先代経営者から後継者への自社株式の譲渡の問題、先代経営者の退職後の問題などがあります。

特に自社株式の譲渡の問題は、税金を払って一気に譲渡する場合と、税金を極力抑えながら少しずつ譲渡する場合と様々な選択肢があります。譲渡とは、売買、贈与です。

ところで、当事務所の主な業務は、

- 1. 月次顧問サービス業務の提供
- 2. 決算・申告書作成、説明サービス業務の提供 です。

その本質は、「お客様が『ありがたい』と感謝して下さることとは、何でしょうか?」 という問いかけを常に持ち続けています。それは、

- 1. お客様にとって面倒なことを代行してくれること
- 2. お客様が解決できない問題を一緒に解決してくれることと考えています。

本年もまた、サービスを提供し続けていきます。そして、中小企業経営者のために存在 する会計事務所となっていきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

平成26年度税制改正大綱(改正案)が、12月の中旬に発表となりました。 このうち、主なものをまとめました。

1. 復興特別法人税の1年前倒しで廃止

復興特別法人税が、1年前倒しで廃止されます。

現行: 平成24年度から3年間、法人税額の10%

改正案:平成26年度で終了

なお、復興特別所得税は、平成25年1月から25年間、所得税額の2.1%です。 これについての改正案はでていません。

2. 中小企業の交際費の損金算入制度の特例

資本金が1億円以下の法人の交際費についての改正案が出ました。

現行: 年間800万円で、損金不算入措置はなし

改正案:交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入するか、年間800万円

の定額控除の有利な方を選べる選択制とされ、適用期限を2年延長されます。

改正案でいう、飲食のために支出する費用には、社内飲食費は除かれています。 現行制度が、2年間延長されるというのは、朗報です。

3. 個人のゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

個人がゴルフ会員権を譲渡して損失が出た場合、他の給与所得などと相殺し、すでに源泉徴収されている所得税が還付されるという制度があります。この損益通算制度が廃止されます。

お客様には、昨年12月にFAXまたは郵便でご連絡差し上げました。

損益通算廃止の時期は、**平成26年4月1日からのゴルフ会員権の譲渡**となります。

「平成24年にゴルフ会員権を売却して損が出ていた。このことを立川会計に伝えていなかった」という個人のお客様がいらっしゃいました。

ゴルフ会員権を買った時の金額、売った時の金額、仲介手数料の金額など、必要な 書類をコピーくだされば、「更正の請求」という、申告のやり直しをさせていただきま す。

4. 給与所得控除額の引き下げ

「給与所得控除」とは、役員、従業員の給与所得者の給与収入に対する課税をする 「利益」を計算するにあたっての「概算経費」という意味合いのものです。 この「給与所得控除」が段階的に課税強化されます。

現行: 給与収入1,500万円以上 控除額245万円

改正案:平成28年分より給与収入1,200万円以上 控除額230万円

平成29年分より給与収入1.000万円以上 控除額220万円

5. 消費税の簡易課税制度の「みなし仕入率」についての見直し

消費税の簡易課税制度の「みなし仕入率」について見直しがあります。

「簡易課税制度」とは、前々期の売上が、5,000万円以下の法人、個人事業者が 事前の届出により、適用を受けることのできる制度です。

「みなし仕入率」とは、事業区分に応じて、課税標準額(通常は売上のことです)に対する消費税額に乗ずる割合のことです。

【詳細は「大増税時代がやってきた 消費税のイロハ」の p128 からをご参照ください】

この、みなし仕入率のうち、金融業及び保険業、不動産業について、課税強化となります。

現行: 金融業及び保険業は60% 不動産業は50% 改正案:金融業及び保険業は50% 不動産業は40%

平成27年4月1日以降に開始する決算期から適用されます。

6. 税務調査の事前通知の方法がまた変わります

税務署または国税局からの税務調査の事前通知の方法が、また変わります。

平成24年9月まで: 「会計事務所に先に連絡」が慣例

平成24年10月から平成26年6月まで:「お客様に先に連絡」が慣例

平成26年7月以降: 「会計事務所に先に連絡」が法定化

本年6月までは、「お客様に先に連絡」が慣例となっています。税務署または国税局からお客様に税務調査の連絡があった際には、「立川会計事務所に連絡してください」とお伝えくださいませ。

最後に、消費税が平成26年4月1日から8%になります。

現在、国税の滞納で一番多いのは何だと思われますか? 相続税、法人税、源泉所得税、所得税ではないのです。

国税の滞納で一番多いのは、消費税といわれています。

法人税は、赤字企業にはかかりません。 源泉所得税、消費税は、赤字企業であってもかかってくる税金です。

ですので、<u>消費税の税率アップ分を価格に転嫁できるかどうかは、企業にとっての経営</u> 問題になります。

前回の事務所通信でお伝えしたことを、再度掲載いたします。

税込 73,500,000 円で仕入れた商品を、税込 105,000,000 円で販売したとします。そしてこの取引のために、役員報酬を含む人件費が、28,000,000 円かかったとします。仮に年間取引がこれだけであったとします。この時、消費税の納税は、1,500,000 円となり、年間利益は 2,000,000 円ですね。

本年4月以降、税込75,600,000円で仕入れた商品を、税込108,000,000円で販売したとします。同じく役員報酬を含む人件費が、28,000,000円かかったとし、年間取引がこれだけであったとします。この時、<u>消費税の納税は、2,400,000円</u>となり、年間利益は2,000,000円となります。

ところで、本年4月以降、税込75,600,000 円で仕入れた商品を、税込105,000,000 円で販売したとします。同じく役員報酬を含む人件費が、28,000,000 円かかったとし、年間取引がこれだけであったとします。この時、消費税の納税は、2,177,700 円となり、年間利益はマイナス777,700 円となってしまうのです。

(注) 税込 105,000,000 $\mathbb{P} \times 8/108 = 7,777,777 \,\mathbb{P} \rightarrow 7,777,700 \,\mathbb{P}$

このように、消費税の税率アップ分を価格に転嫁できないと、消費税の税率アップ前と同じだけの利益を上げるためには、売上をさらに上げるか、あるいは、仕入れを下げてもらうか、経費を削減するかという問題に直面します。

そして、<u>消費税率が5%から8%になると、納税額は6割増となってしまいます。</u> (上記の例では、1,500,000円から2,400,000円になっていますね。)

どうか、消費税の納税資金のご準備を、よろしくお願いいたします。

(代表 立川勝一)